

特別講演「内部通報と監査役」開催内容

◆開催趣旨

近時、社長のパワハラ問題を筆頭に、監査役が社員からの情報提供を受けて主体的に調査を行い、不正の是正を図る案件が報じられています。経営執行部からの指揮監督を受けない監査役への内部通報は、企業が自浄能力を発揮し、ガバナンスの健全性を確保するためにも制度の整備が不可欠です。ただ、一方において不誠実な内部通報によって監査職務が停滞する、さらには監査スタッフが疲弊する事案も増えているのが現状です。

そこで、内部通報に対して監査役がどのように向き合うべきか、公益通報者保護制度やコーポレートガバナンス・コードの趣旨などから検討し、具体的な場面を想定したうえで重要な論点について解説いたします。なお、監査役だけでなく、監査委員や監査等委員の方も含めて、監査に携わる役員の方々に向けた講座内容といたします。

◆主要講義項目

- I 監査役の内部通報への向き合い方
 - ・内部通報制度の現状把握
 - ・公益通報者保護法を意識した対応に向けて
 - ・監査職務としての善管注意義務を意識する

- II 内部通報に基づく有事対応
 - ・通報受領時（相談事案を含む）
 - ・情報の共有
 - ・調査主体となる場面
 - ・自ら通報する場面
 - ・是正措置に関与する